

令和2年度

第2期山梨県第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画
年間実施計画

令和2年3月

1 実施計画の基本事項

平成29年3月に策定された「第2期山梨県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画」（以下、「第二種計画」という。）に基づき、平成30年度までのイノシシの生息状況・被害状況のモニタリング結果や捕獲の状況等を踏まえ、令和2年度の管理事業（個体数調整、被害防除対策、生息環境整備）の実施について、次のとおり年間実施計画を策定する。

（1）管理事業の実施区域

県内全域

2 年間実施計画の執行について

イノシシの生息状況、生態等については未解明な部分も多いため、生息調査、被害状況調査、捕獲状況など複数の調査を行い、結果を総合的に判断したうえ、対策にフィードバックすることが重要である。

（1）モニタリング調査

平成30年度、狩猟期間中における狩猟カレンダーによる目撃・捕獲調査及び管理捕獲によるモニタリングを行った。目撃率、捕獲率のこれまでの変化をみると年により変動はあるもののイノシシ密度（生息数）は減少傾向にあった。

ア 目撃率と捕獲率の変化

第一種銃猟における目撃率、捕獲率は平成29年度に比べ、減少した（図1）。

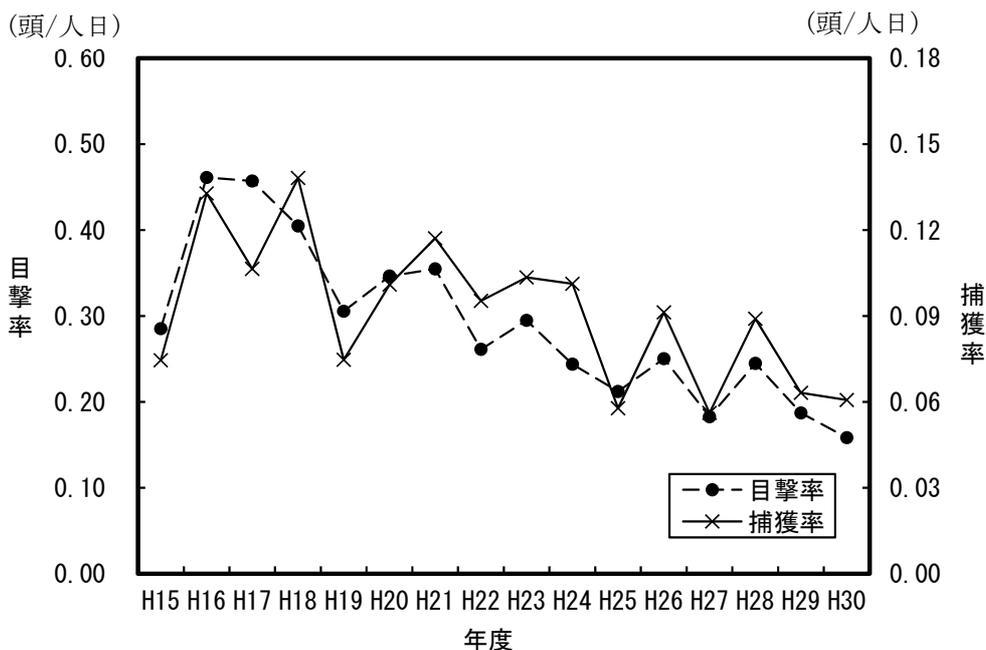


図1 第一種銃猟における目撃率と捕獲率の変化

平成30年度は目撃率が1.0頭/人日以上を示すメッシュはなかった。目撃率が0.5頭/人日以上を示すメッシュは6メッシュで平成29年度と同数であった(図2)。

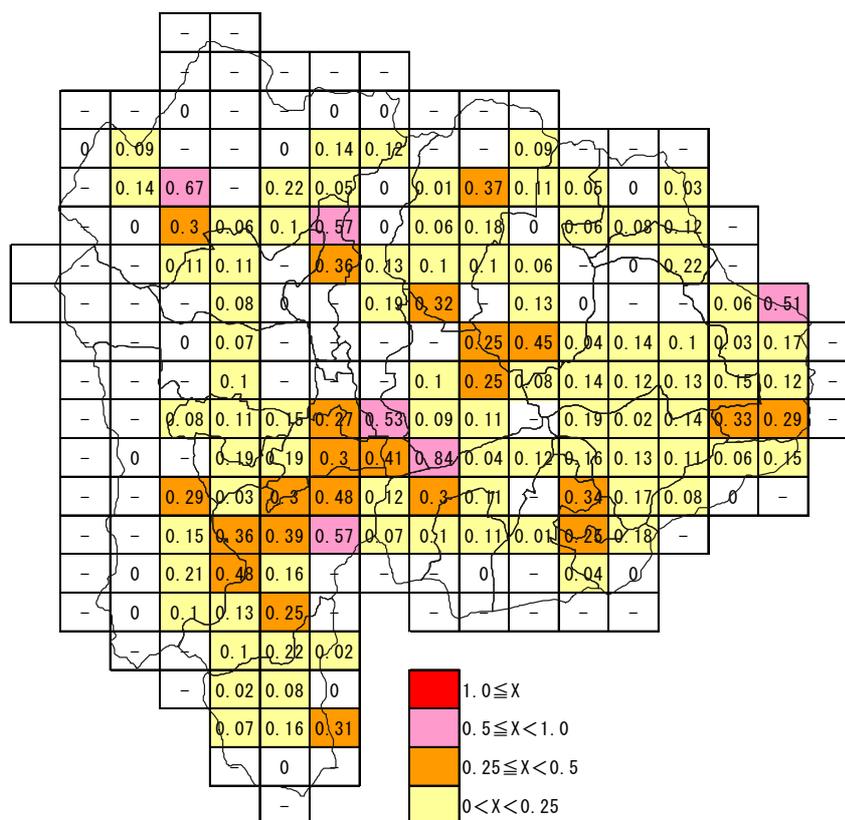


図2 H30 イノシシ目撃率(頭/人日)の分布(第一種銃猟)

イ 皮膚病個体の状況

平成30年度における皮膚病(疥癬症)と疑われる個体の目撃・捕獲頭数の割合は4.79%であり、前年度より増加した(表1)。

表1 皮膚病(疥癬病)が疑われる個体の目撃・捕獲頭数および割合の年次変化

年度	目撃・捕獲数合計 (銃・わな)	疥癬頭数	割合(%)
H24	4084	112	2.74%
H25	2587	28	1.08%
H26	3575	93	2.60%
H27	1622	21	1.29%
H28	2755	68	2.47%
H29	1872	27	1.44%
H30	1877	90	4.79%
合計	18372	439	(平均)2.39%

※目撃・捕獲数の算出方法:第一種銃猟の目撃数とわな猟の捕獲数の合計
 ※H30は調査・集計方法が異なる。

(2) 被害状況

ア 農業への被害

野菜類、水稲、果樹、芋類などの被害がある。

平成30年度の被害面積は35ha（H29：37ha）、被害量は182t（H29：180t）、被害金額は38百万円（H29：39百万円）となっている。また、平成21年度以降は被害面積、被害金額ともに若干変動はあるが、やや減少から横ばい傾向で推移している（図3）。

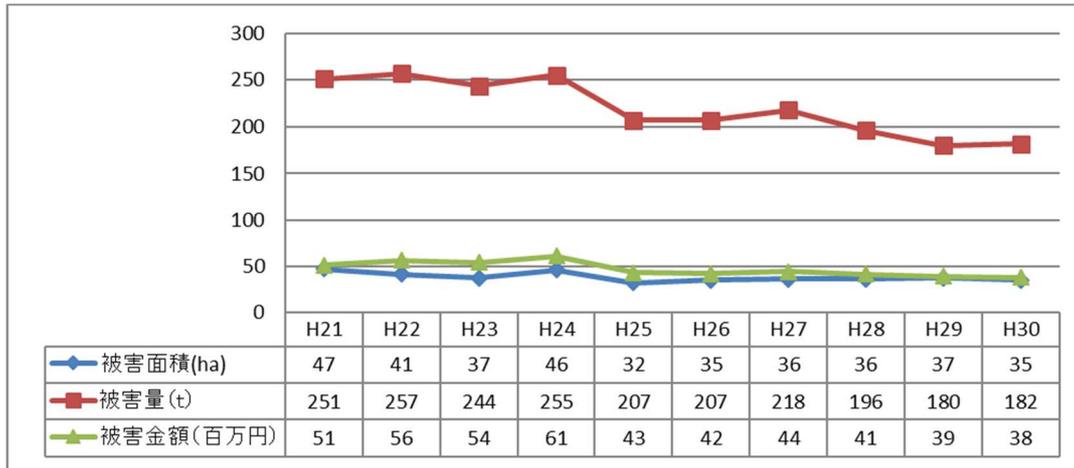


図3 イノシシによる農作物被害状況

(3) 対策実施状況

第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画の目標を達成するため、平成30年度実施計画に基づき、次の事業を行った。

ア 個体数調整

イノシシの個体数を適正化し、被害を軽減するため、次のとおり捕獲等を行った。

(ア) 年間捕獲目標数3,000頭のところで、3,058頭（内訳：狩猟1,016頭、有害535頭、管理1,507頭）を捕獲した（資料②～④）。

(イ) 狩猟規制については、次のとおり規制緩和を実施した。

11月15日から2月15日までの狩猟期間を3月15日までの1ヶ月間延長した。なお、狩猟による捕獲頭数は1,016頭であり、そのうち、延長期間中の捕獲数は239頭であった。

イノシシを捕獲するために使用するくくりわなの輪の直径を12センチメートル以下とする規制をツキノワグマが冬眠に入るであろう時期から、狩猟が終了する時期までの期間（平成30年12月15日～平成31年3月15日）に限り20センチメートル以下に緩和した。

(ウ) 管理捕獲従事者等育成研修を実施し、狩猟や被害対策に関する知識、マナーの習得や実践的な捕獲技術の向上を図り、地域において管理捕獲の中核となる人材の育成に努めた。

イ 被害防除

中山間総合整備事業等による防護柵設置
個人等が設置する防護柵への市町村助成

被害防止策の維持管理

鳥獣被害防止総合対策事業による捕獲機材の購入、緩衝帯の整備

集落環境診断

3 令和2年度年間実施計画

イノシシによる被害の多くは農作物被害であることと、狩猟者の減少により捕獲の努力量が低下するおそれがある現状をふまえ、特に農作物被害につながる加害個体の捕獲や、里山のイノシシの密度を減らすことを目標とする。

(1) 狩猟

ア 狩猟期間の延長

狩猟期間については、11月15日から3月15日とし、通常の狩猟期間を1ヶ月間延長することとする。

イ くくりわなの輪の直径の規制緩和

イノシシを捕獲するために使用するくくりわなの輪の直径を12センチメートル以下とする規制を、ツキノワグマが冬眠に入るであろう時期から狩猟が終了する時期までの期間に限り20センチメートル以下に緩和する。

(2) 有害鳥獣捕獲

有害捕獲は、イノシシによる農業被害等を防止するために里山を中心とした地域で実施する。実施時期は、農作物被害が多い時期を中心に実施する。

捕獲方法は、実施時期や実施区域に応じてくくりわな、箱わな、銃猟等を適宜選択して行い、加害個体を捕獲するように努める。

(3) 管理捕獲

管理捕獲は、里山の耕作地周辺に生息するイノシシを対象として市町村が実施する。

実施区域は、市町村において農作物被害が多い地区を選定する。

ツキノワグマの活動期間である4月～12月にわなを使用する場合には、錯誤捕獲が起きないようにくくりわなの使用はできるだけ避け、箱わなを用いる。

(4) 捕獲数の目標

狩猟・有害捕獲・管理捕獲を合わせた年間捕獲目標数は、第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画に基づき3,000頭とする。

そのうち個体数調整のための管理捕獲は1,200頭とし、県内全域で行う。

(5) 生息環境の保護・整備

これまでに造成された針葉樹一斉林を複層林や広葉樹との混交林に誘導し、多様な森林構成にするよう整備する。

(6) 被害防止対策

ア 集落周辺の環境整備

(ア) 集落内農地土地利用形態の見直し

イノシシがあまり食べようとしない作物(ショウガ、トウガラシ、シソ等)の作付けや、畑の周囲をこのような作物で囲い目隠しにする等、地域の土地利用形態を見直す。

(イ) 野生動物を誘引する要素の除去

集落内に存在する収穫しなくなった放任果樹や収穫残渣・くず野菜、墓地の供物の管理徹底を図る。

(ウ) 集落周辺の森林(里山)の手入れ

集落周辺の里山の森林整備を行い、人と動物との緩衝帯を設置する。

(エ) 竹林の手入れ

竹林を適切に管理する。

(オ) 耕作放棄地等の解消

水田等の耕作放棄地における放牧等や刈り払い、放任果樹地帯の整備を行う。

イ パトロール

猟犬を使ったパトロールや地域住民による利用により、集落に寄せつけない効果を得る。

ウ 柵の設置等による被害防除の強化

ワイヤーメッシュ柵や電気柵(獣堀くんライト等)などを被害状況に応じて設置する。

一定規模の農地や集落を囲う獣害対策柵を設置する。

エ 地域ぐるみの取り組み

(ア) 学習会の開催

イノシシの生態、被害防止対策に関する知識や技術等の習得や地域リーダーの育成を図る。

(イ) 合意形成

自治会等において被害状況や被害防止対策に関する共通認識を持ち、取組方針等の合意形成を図る。

(7) モニタリング等

ア 生息状況

(ア) 分布

出猟カレンダー(単位:5kmメッシュ)により、捕獲状況を把握する。

(イ) 生息密度

密度指標として捕獲数、CPUE(出猟人日数当たりの捕獲数で表される捕獲効率)、WPUE(出猟人日数当たりの目撃数で表される目撃率)等を調査する。

イ 被害状況

農林業被害を把握するため、野生鳥獣による農作物被害状況調査等を実施する。

(8) 計画の実施体制

ア 計画の作成

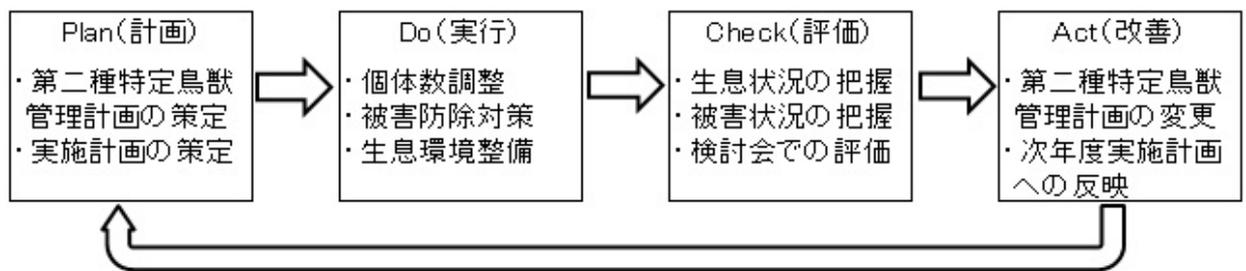
各市町村は、本計画と整合性のとれた、「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」に基づく被害防止計画を策定する。

イ 事業の実施

県、市町村、農林業者、地域住民、農林業団体、狩猟者団体等多様な実施主体がそれぞれの役割に応じ、事業を実施する。なお、県は、市町村等が実施する被害防除等の事業に対して助成を行うとともに、地域野生鳥獣被害対策連絡会議において、広域的な個体数調整等の対策や体制整備等について検討を進める。

ウ 評価

山梨県イノシシ・ツキノワグマ保護管理検討会等の意見を聞く中で、前年度に実施した事業の評価・検証を行うとともに、その結果を第二種特定鳥獣管理計画の変更や次年度実施計画の作成に反映させる。



(9) 普及啓発・広報活動

県は管理事業の実施状況や調査結果に基づく、イノシシの生息状況、被害状況、捕獲状況等について、ホームページ等により公表する。市町村はイノシシの生息状況など地域の実情に応じた講習会の開催やパンフレットの活用等を行う。

(10) その他

管理事業の実施にあたっては、県や大学等の研究機関の科学的知見に基づく調査結果や研究成果を取り入れ、管理の目標設定や、目標を達成するための施策に反映させるとともに、効率的な捕獲や効果的な植生回復の手法等について研究を進めて行く。

資 料

資料① イノシシと全鳥獣による農作物被害の状況

		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
イノシシ	被害面積(ha)	47	41	37	46	32	35	36	36	37	35
	被害量(t)	251	257	244	255	207	207	218	196	180	182
	被害金額(百万円)	51	56	54	61	43	42	44	41	39	38
	被害金額(構成比)	27.0%	29.5%	27.7%	28.8%	22.4%	22.3%	24.4%	24.8%	24.5%	25.2%
全鳥獣	被害面積(ha)	172	154	150	162	146	148	155	146	145	139
	被害量(t)	853	846	874	894	796	786	776	728	667	630
	被害金額(百万円)	189	190	195	212	192	188	180	165	159	151

資料② イノシシ捕獲状況(管理+有害)

NO	市町村	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
1	甲府市	120	81	56	148	92	107	108	47	213	176
2	富士吉田市	35	26	28	29	11	30	20	27	30	32
3	都留市	46	57	41	151	26	50	75	103	98	100
4	山梨市	12	41	17	30	61	51	54	75	108	89
5	大月市	56	32	61	80	40	40	15	129	38	93
6	韮崎市	84	60	58	51	47	50	50	50	50	50
7	南アルプス市	54	36	24	42	50	58	58	59	93	75
8	北杜市	86	93	136	149	128	121	130	140	167	210
9	甲斐市	46	59	42	79	48	63	48	36	35	41
10	笛吹市	54	92	17	82	59	56	47	72	64	115
11	上野原市	72	33	64	105	105	80	85	350	146	183
12	甲州市	33	145	120	148	132	138	122	218	134	134
13	中央市	28	34	8	25	10	12	28	20	56	34
14	市川三郷町	57	110	68	98	70	55	47	61	68	93
15	早川町	10	18	11	27	14	8	4	10	5	4
16	身延町	136	160	61	254	136	120	101	94	184	222
17	南部町	60	79	101	227	52	80	51	121	68	134
18	富士川町	62	116	62	157	60	80	57	32	50	55
—	増穂町(※)	(36)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	鵜沢町(※)	(26)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19	昭和町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	道志村	10	9	15	15	10	10	5	10	10	20
21	西桂町	8	15	7	10	4	15	15	12	10	35
22	忍野村	13	10	15	23	21	20	20	23	22	37
23	山中湖村	19	10	10	10	10	10	10	10	10	10
24	鳴沢村	14	22	6	30	5	6	11	10	11	35
25	富士河口湖町	50	69	71	142	68	70	53	70	47	52
26	小菅村	13	6	1	8	6	28	12	17	14	3
27	丹波山村	4	9	9	6	5	10	10	15	13	10
計		1,182	1,422	1,109	2,126	1,270	1,368	1,236	1,811	1,744	2,042

※ 増穂町と鵜沢町は、2010年(平成22年)3月8日に合併し富士川町となった。

資料③ イノシシ狩猟による捕獲状況

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
狩猟頭数	1,676	1,775	1,433	1,602	681	1,154	693	953	736	1,016
(内猟期延長期間中)	(283)	(269)	(219)	(221)	(95)	(216)	(119)	(152)	(158)	(239)

※()内の数字は、猟期延長期間中における捕獲数で上の数字の内数。

資料④ イノシシ捕獲頭数(管理+有害+狩猟)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
管理捕獲	1,004	1,271	999	1,857	1,158	1,235	1,062	1,556	1,169	1,507
有害捕獲	178	151	110	269	112	133	174	255	575	535
狩猟	1,676	1,775	1,433	1,602	681	1,154	693	953	736	1,016
合計	2,858	3,197	2,542	3,728	1,951	2,522	1,929	2,764	2,480	3,058